



平成29年 5月25日

各 位

会 社 名 E・Jホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小谷 裕司  
(コード番号 2153 東証第2部)  
問合せ先 取締役管理本部長 浜野 正則  
(TEL. 086-252-7520)

## 当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社子会社である株式会社エイト日本技術開発（岡山市津島京町3丁目1番21号 代表取締役社長 小谷裕司、以下「E J E C」と言います。）が公益財団法人宮崎県環境整備公社（平成25.5.2付上申書にて「財団法人」から「公益財団法人」に変更、以下「環境整備公社」と言います。）から提起された訴訟（以下「本件訴訟」と言います）に関し、平成29年5月19日付（判決書の送達を受けた日：平成29年5月24日）にて判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から判決に到るまでの経緯

当社の連結子会社であるE J E Cが、環境整備公社から平成11年～平成14年にかけて受注した廃棄物処理施設「エコクリーンプラザみやざき」の一部である浸出水調整池の完成後の損傷及び浸出水の塩化物処理能力の不足が判明した件に関し、同公社より、事実経過の解明及び責任の有無を明確にするため、平成22年4月28日付で、①E J E C及び工事施工会社3社（三井・吉原・竹盛特定建設工事共同企業体）に対し同施設の完成後の損傷について10億14百万円（浸出水調整池補強工事の完了と、関連する調査・委託等全てが完了し、それらの費用が確定したことから平成24年11月12日付申立書で12億4百万円に変更）の損害賠償を、また②E J E Cに対して浸出水の塩化物処理能力の不足について5億73百万円（上記と同様、平成27年4月24日付申立書で7億5百万円に変更）の損害賠償を求められていたものであります。

#### 2. 判決のあった裁判所及び年月日

(1) 裁 判 所 : 宮崎地方裁判所

(2) 判決年月日 : 平成29年5月19日

(E J E Cが判決書の送達を受けた日：平成29年5月24日)

#### 3. 本件訴訟の当事者の概要

(1) ①の被告ら（当社子会社は、株式会社エイト日本技術開発1社であります）

名称及び所在地：株式会社エイト日本技術開発	岡山市北区津島京町3丁目1番21号
三井住友建設株式会社	東京都中央区佃2丁目1号
吉原建設株式会社	宮崎県都城市中原町32街区1号
株式会社竹盛工務店	宮崎県宮崎市花ヶ島町車ノ下8番地

①の原告

名称及び所在地：公益財団法人宮崎県環境整備公社 宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番 1  
代表理事 金丸政保

(2) ②の被告

名称及び所在地：株式会社エイト日本技術開発 岡山市北区津島京町 3 丁目 1 番 21 号

②の原告

名称及び所在地：公益財団法人宮崎県環境整備公社 宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番 1  
代表理事 金丸政保

4. 判決の内容

- (1) 被告エイトは、原告に対し、7億2747万2466円及びこれに対する平成22年5月27年から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告エイトは、原告に対し、3億7545万2131円及びこれに対する平成22年5月27年から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 原告の被告エイトに対するその余の請求はいずれも棄却する。
- (4) 原告の被告三井住友建設、被告吉原建設及び被告竹盛工務店に対する請求をいずれも棄却する。
- (5) 訴訟費用は、以下のとおりとする。
  - ① 原告に生じた費用は、これを10分し、その7を原告の負担とし、その余は被告エイトの負担とする。
  - ② 被告エイトに生じた費用は、これを5分し、その3を被告エイトの負担とし、その余は原告の負担とする。
  - ③ 被告三井住友建設に生じた費用は、原告の負担とする。
  - ③ 被告吉原建設に生じた費用は、原告の負担とする。
  - ③ 被告竹盛工務店に生じた費用は、原告の負担とする。
- (6) この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

5. 今後の見通し

本件の判決内容はとても承諾できるものではなく、引き続き当社の正当性を主張するつもりであり、判決の内容を精査し、控訴に向け訴訟代理人らと協議してまいります。なお、本判決が、当社連結業績に与える影響は現時点では未確定であります。今後、本訴訟に関して開示すべき事実が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上